

北本市市民と行政との協働推進計画施策実施状況のまとめ

No	施策の方向性	内 容	実施目標年度					推進課	施策実施状況	評価	
			19	20	21	22	23				24
1	広報・協働推進サイトの設置	市民公益団体が行う活動を広く市民にPRするため、市民活動広報紙の発行や市民活動を紹介するサイトを設置		○					秘書広報課 協働推進課	市の公式ホームページに「市内に主たる住所を有する特定非営利活動法人」の案内を掲載し、ホームページが整備されている団体については、サイトへのリンクを貼ることとした。 市民活動広報紙と協働推進サイトについては、未設置。	○
2	市民公益活動団体フェア等の開催	市民公益活動団体の活動内容を広く市民に知らせ、その活動に理解を深め、市民公益活動への参加を促進するためのイベント等を開催	○					協働推進課 全 課	平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間、市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人と市の共催で「NPO 活動フェア」を開催した。	◎	
3	市民公益活動拠点施設の整備	市民公益活動団体の活動の場、交流の場としての中間支援施設を整備	○					協働推進課	平成 19 年度にコミュニティセンター内に暫定的措置として市民公益活動支援コーナーを開設した。 今後は、市民活動団体の意見を参考に庁舎内に同様のコーナーを設置できるか検討する。	△	
4	市民公益活動団体連絡会の開催	同じような目的で活動している市民公益活動団体の連絡会を開催	○					協働推進課 全 課	市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人と市との情報交換会を定期的に開催した。	◎	
5	協働事業提案制度の創設	市民公益活動団体が自ら主体となり行政と相互に議論・検討し、協働する事業提案を募集する制度を創設		○					協働推進課 全 課	市民公益活動団体が主体となって取り組む事業に補助する公募型補助金制度を平成 22 年度から実施。 協働事業提案制度については、北本市協働推進条例に規定し、条例施行後に制度を立ち上げる予定。	○
6	ボランティアセンターとの連携	ボランティアセンターと連携し、市民公益活動団体の情報を一体的に把握するとともに、団体間での連携が進む取組みを促進	○					協働推進課 福祉課	北本市ボランティアセンター（社会福祉協議会）との連絡調整を行い、平成 20 年度から市民公益活動支援コーナー内で月 1 回ボランティア相談を実施することとした。市民公益活動の情報を一元化するような取組みはまだ進んでいない。	○	
7	企業との連携	市民公益活動団体と企業との連携の機会を創設			○				協働推進課 産業振興課	未実施	×

No	施策の方向性	内 容	実施目標年度						推進課	施策実施状況	評価
			19	20	21	22	23	24			
8	人材バンク等の創設	サラリーマン時代に身に付けた知識やノウハウを使って社会貢献したい退職者や事務分野等の専門家を求める市民公益団体を結びつける仕組みを創設			○	→			協働推進課 産業振興課 生涯学習課	未実施	×
9	人材育成の支援等	団体の運営や活動を担うリーダー、スタッフ等を育成するために研修事業等の実施を支援、また、各団体を束ね、潤滑油になるような中間支援団体の設立を支援			○	→			協働推進課	県やNPOが実施するNPOや市民活動団体向けの研修に関する情報を市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人に提供した。 市としての支援施策は未実施。	△
10	人と情報のマッチングの創設	市民公益活動への参加意欲のある人と市民公益活動団体との橋渡しやサービスを求める市民と提供する市民とのマッチングができるプログラムを創設			○	→			協働推進課 全 課	未実施	×
11	メーリングリスト等の創設	市民公益活動団体間の情報交換が活発化するメーリングリスト等を創設			○	→			協働推進課	市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人の情報交換会を開催し、アドレスの交換を行った。市からの情報提供は、基本的にこのメーリングリストを活用している。	○
12	相談窓口の開設	市民公益活動の情報提供やNPO法人の認証取得を目指す団体等の相談窓口を開設		○	→			協働推進課	平成20年度から協働推進課を開設したが、相談窓口を開設する体制は整備されていない。	△	
13	NPO/SOHO オフィスの設置	自前で事務所を構えることが困難な市民公益活動団体に対し、ブースタイプのミニ事務所を提供し、コミュニティビジネス等への創業支援の検討			○	→			協働推進課 産業振興課	未実施	×
14	市民公益活動団体の自立支援	団体の設立のための準備金の補助や個人・企業からの寄附の受け入れ等による支援基金を創設	○	→				協働推進課 産業振興課	平成20年度に特定非営利活動法人設立補助金制度を創設。個人や企業からの寄附の受け入れ体制については未実施。	○	

No	施策の方向性	内 容	実施目標年度						推進課	施策実施状況	評 価
			19	20	21	22	23	24			
15	協働推進主管課の設置	各課における協働体性の推進を図るため、協働を推進する主管課を設置		○					協働推進課	平成 20 年度に協働推進課を開設し、協働推進担当を設置した。	◎
16	協働事業の評価	協働事業の評価を実施		○					政策推進課 協働推進課 全 課	平成 20 年度から事務事業評価の中に協働の視点での事業評価の項目を追加した。	○
17	職員研修・各課における団体との交流会などの開催	市民公益活動団体の理解を深めるために、職員研修の開催や各課における団体との交流会等を開催	○					協働推進課 総務課 全 課	平成 20 年度から年に 1 回自治基本条例または協働推進に関する職員研修を実施。	○	
18	部課の組織を超えた連携体制の構築	市民公益活動団体の活動に対応するため、部課を超えた連携	○					協働推進課 全 課	平成 21 年度から協働を推進する庁内検討委員会を組織。	○	
19	職員協働推進マニュアルの作成	協働によるまちづくりを進めるため、協働で事業を実施する際に必要な手順等を定めた職員協働推進マニュアルを作成		○					協働推進課 全 課	平成 21 年度から協働を推進する庁内検討委員会を、平成 22 年度からは市民検討委員会も組織して、協働事業を行う際に必要なルール等について検討し、北本市協働推進条例（案）を作成した。条例に施行に合わせ、マニュアルを作成する予定。	△

